

## 第1条（プログラム及び約款）

申込者は学校や別紙プログラム内容を承諾の上、オージスタディ（以下、当社）に対し、学校やプログラム手続き代行を依頼するものとし、そのサービスの内容については当約款より該当する条項が適用されるものとする。

## 第2条（申込みの成立）

留学手続き代行依頼書、またはお申込フォームを当社が受理した時点で申し込み成立とする。

## 第3条（拒否事由）

当社は、申込希望者が以下に定める事由に該当するとき、その申込みを断る場合がある。

1. 申込希望者が未成年者であって、親権者（保護者）の同意を得ていないとき。
2. 当約款に定めた期限までに申込手続きが完了する見込みがないとき。
3. 申込希望者の健康状態がプログラム参加に適さないと判断したとき。
4. 申込希望者の希望する滞在先が、内乱・天災地変などの諸事情によりプログラムの実施に適さないと合理的客観的に判断されたとき。
5. 前各号に準じる、合理的客観的な事情があると当社が判断したとき。

## 第4条（プログラムの範囲）

当社は、当約款に基づき、申込者の希望プログラムや学校への参加申込手続き及び参加申込みに関する情報提供を行う。そのため前条に定めた場合の他、合理的客観的な事由がある場合には、申込者に対し手続き代行の保証をするものではない。手続き代行に含まれるものは以下の通りである。

1. 学校申込み、支払手続き
2. 滞在先、現地受入団体等への申込手続き  
＜契約期間とその有効性の範囲＞

当約款の有効期間は、申込み時に定められた参加プログラムが終了する日時の終了時間までとする。

## 第5条（諸費用）

プログラム申込希望者は、各種費用を当社に支払うものとする。

1. 学校申し込みや、プログラム参加に必要な費用（以下、「参加費用」という）を留学先の学校や現地受入れ団体に代わって申込者に請求するものとする。その主な項目は、申込者の入学金、学費、教材費、滞在費、現地受入団体への支払いなどである。

## 第6条（手続き開始日）

1. 当社が代行して作成した学校入学申込書やプログラム参加申込書を学校や現地受入れ団体に提出した日が手続き開始日とする。

## 第7条（変更手数料）

1. 手続き開始前の変更手数料は申込者に請求しない。
2. 手続き開始後の学校、受入れ団体の変更手数料は各々の団体のポリシーに準じる。

## 第8条（プログラム参加費用等の支払い等）

第5条に定めた参加費用の支払いについては、申込者は、指定期日までに指定口座へ必要金額を入金するものとする。指定期日までに申込者からの入金確認ができない場合、プログラム参加手続きは停止する。また、当社の責によらない事由により、参加費用の変更が発生する場合、申込者は差額を支払うものとする。

## 第9条（手続き開始後の取消しと返金）

1. 申込者が手続き開始後に、申込手続きを取消すとき、当社は当約款に基づき返金の手続きを行う。
  - (1) 申込者は当社に手続き開始後のキャンセル料として33000円を支払う。
  - (2) 学校費用は各学校のキャンセルポリシーに従い返金手続きを行う。
  - (3) インターシップその他のプログラムについても各受け入れ団体のキャンセルポリシーに従い返金手続きを行う。
  - (4) 滞在先費用は滞在先を手配した機関のキャンセルポリシーに従い返金手続きを行う。
  - (5) なんら連絡なく、当日に不参加の場合には返金しない。
2. コース又はプログラムスタート後のキャンセルについて返金は行われない。

## 第10条（各手続きが継続できない場合）

申込者による指定期日までの入金がない場合や必要書類の提出がないなど、当社の責によらない事由により各種手続きができない場合は、申込者がすでに当社へ支払済みの費用等の返金は一切ないものとする。また、その期日に応じて発生する各キャンセル料などの費用及び損失は、申込者に帰属し、申込者が別途支払うものとする。

## 第11条（免責事項）

1. 当社は、以下に記すような当社の責によらない事由による申込者のプログラム参加不可能、及び出発日時の変更などの際、その責任を負わないものとする。
  - (1) 申込者がパスポートあるいはビザなどの不備、虚偽の申告により、渡航先国に入国拒否をされたとき。
  - (2) 申込者がパスポートあるいはビザなどの取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。
  - (3) 天災地変など、不可抗力による事由のとき。
2. 渡航後、申込者は本人の責任において行動するものであり、以下の場合には、申込者の受けた損害に対し当社はその責を負わない。
  - (1) 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、テロ、渡航先企業の閉鎖・倒産・合併など、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更もしくはプログラム催行の中止のとき
  - (2) 運送・宿泊機関および派遣各国における事故、もしくは火災、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更ならびにプログラム催行の中止のとき
  - (3) プログラム開始または面接後に現地受入れ団体の見地から研修にそぐわないと判断され研修が打ち切りになったとき
  - (4) 日本または外国の官公署の命令、外国人の出入国規制、または伝染病による隔離のとき
  - (4) 食中毒のとき
  - (5) 盗難のとき
  - (6) 運送機関の遅延・不通・事故、参加者の個人的都合、並びにこれらによって生ずるプログラム日程の変更、もしくは派遣各国における滞在期間の短縮のとき
  - (7) 麻薬・覚醒剤・大麻等の不法所持など現地の法律に抵触した行為による逮捕・拘禁のとき
  - (8) その他前各号に準ずる合理的客観的に申込者の責と見なされる場合
3. 法律の変更、学校、受入れ団体の運営方針の変更により申込者が受けた損害に対して当社はその責を負わないものとする。
  - (1) 法律の変更によって受けた損害
  - (2) 学校、受入れ団体都合によるコースや実地訓練の未開講、コース期間の短縮や延長

## 第12条（損害負担）

前条に定めるもののほか、当社の責によらず申込者が、何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負わないものとする。

## 第13条（その他諸注意事項）

- (1) ホストファミリーや現地受入れ団体等の個人情報などはプライバシー保護のために外部に漏らさないこと。
- (2) 滞在先、現地受入れ団体等については申込者の希望を考慮するが、先方の諸事情などにより条件が変更になる場合がある。
- (3) 学校、滞在先、現地受入れ団体等でのトラブルについては申込者が現地で解決すること。日本帰国後のトラブル処理はできないため、トラブルの際は担当者まで連絡すること。

## 第14条（所轄裁判所）

当約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

## 第15条（約款の変更）

当約款は、事情により告知なく変更することがある。

**第17条（当約款に定めのない事項）**

当約款の内容にない事項については、双方が誠実に協議して決定するものとする。

**第18条（発行期日）**

当約款は、2023年1月1日以降に申込まれる契約に適用される。

株式会社オージスタディ 代表 小久保幸江